

(別添3)

介護福祉士の実地研修の実施について

第1 趣旨

介護福祉士の実地研修の実施にあたっては、省令第26条の3第2項第1号及び第2号に規定されている登録基準及び本要綱（本文及び別添1中実地研修に係る部分に限る。）を踏まえるとともに以下により取り扱うものとする。

第2 介護福祉士の実地研修実施体制の整備

1 介護福祉士の実地研修実施委員会

登録喀痰吸引等事業者においては、介護福祉士の実地研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うため、複数の関係者により構成される「介護福祉士の実地研修実施委員会」（以下、「実地研修実施委員会」という。）を設置すること。

実地研修実施委員会は、介護福祉士の実地研修の担当責任者、研修講師、その他の関係者により構成し、研修実施、研修評価、研修事務等の検討と実施に関する責務を担うものであること。

介護福祉士の実地研修は、医行為について取り扱うものであることから、実地研修実施委員会の構成員は、所属の如何に関わらず、医師及び看護職員（保健師、助産師又は看護師）の有資格者をそれぞれ1名以上とすること。

なお、上記に掲げる内容を満たす場合には、安全委員会等の既存の研修実施体制の活用、又は複数の登録喀痰吸引等事業者が共同で実施等しても差し支えない。

2 介護福祉士の実地研修の実施

介護福祉士の実地研修の実施については、法第48条の5第1項の登録基準に規定する医師、看護師その他の医療関係者との連携確保を踏まえるとともに、以下の点に留意し実施すること。

(1) 介護福祉士の実地研修の計画の策定

介護福祉士の実地研修に関する計画を「実地研修実施計画書」（別紙7）により個別に策定し、管理すること。また、利用者等の状況により実地研修を行うための期間が長期間になることも想定されるため、実施期間についてもあらかじめ確認を行い、実地研修計画に組み込むこと。

なお、研修受講者及び研修講師にとって当該研修により、本来の業務に支障が生ずることのないように努めること。

(2) 介護福祉士の実地研修受講者の管理

介護福祉士の実地研修の実施にあたっては、省令第26条の3第2項第2号の規定を遵守し、省令第1条各号に掲げる行為毎の管理について徹底すること。

なお、介護福祉士の実地研修の受講者については、厚生労働大臣が指定する研修（平成28年3月31日、厚生労働省告示第184号）を修了したことを必ず書面にて確認すること。

(3) 介護福祉士の実地研修における教材

介護福祉士の实地研修の受講者が介護福祉士養成課程等において修得した一般的な知識及び基本的な技能の修得内容を確認した上で、登録喀痰吸引等事業者等の喀痰吸引等の実施において具体的に使用している書面等を使用することなどにより、より実践的な修得を促すよう努めること。

(4) 介護福祉士の实地研修における講師

介護福祉士の实地研修における講師は、別表「喀痰吸引等研修講師の要件」の1に記載のアからオのいずれかの要件に示す講習等を修了したものに限る。また、指導講習会等を修了した講師は、「長野県喀痰吸引等業務の登録申請等実施要綱」（参考様式3）により管理すること。

連携協力機関等の外部機関の研修講師を活用する場合には、研修講師所属機関等への配慮、研修受講者の個人情報管理の徹底など当該研修を適切に実施するための取決め等の整備を行うよう努めること。

(5) 損害賠償保険制度への加入

介護福祉士の实地研修の実施に当たっては、登録喀痰吸引等事業者の責任において、損害賠償保険制度に加入するなど、安全確保措置としての適切な対応を徹底すること。

(6) 介護福祉士の实地研修の施設について

介護福祉士の实地研修の施設は、研修受講者が就業する登録喀痰吸引等事業者に限ること。また、実施する行為は当該登録喀痰吸引等事業者で必要な行為に限ること。

3 介護福祉士の实地研修に関する修得程度の審査方法及び評価、修了認定等

(1) 介護福祉士の实地研修の審査方法及び实地研修修了証の交付

介護福祉士の实地研修の修得程度の審査等においては、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号研修及び第二号研修習得程度の審査方法について」別添1（实地研修に関する部分に限る。）に基づき行うこと。

修了の認定は、「介護福祉士の实地研修合格判定票」（別紙8）を使用し、当該登録喀痰吸引等事業者において研修修了の是非を審査した後、「实地研修修了証」（参考様式2）を交付すること。

なお、介護福祉士の实地研修の修了が認められなかった者については、再度、实地研修の全課程を受講する等対応すること。

(2) 帳簿の作成及び保管

修了証の交付状況について、介護福祉士の实地研修受講者管理簿（別紙9-1）を作成し、喀痰吸引等業務の廃止の日まで保存すること。

また、实地研修に関する記録（実施計画書、評価票等）を整備し、5年間保存すること。

(3) 県への報告

登録喀痰吸引等事業者は、修了証の交付状況について、「登録喀痰吸引等事業者に係る介護福祉士の实地研修実施結果報告書」（別紙10）及び介護福祉士の实地研修修了者管理簿（別紙9-2）により翌年度4月末日までに県へ報告すること。